

いじめ対策等総合推進事業

※【関連施策】は含まない

平成27年度概算要求額:66億円(平成26年度:48億円)

教育再生実行会議(第一次、第五次提言)や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応を進めるため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

いじめ問題への支援体制を構築(外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)



【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

・第三者的立場から調整・解決する取組(134地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(134地域)、学校ネットパトロール等(10地域)への支援

未然防止(道徳教育等の推進、体験活動の推進)

①道徳教育の抜本的改善・充実 【関連施策】

・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の開発と普及、家庭・地域との連携強化などを実施

②健全育成のための体験活動の推進 【関連施策】

・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の取組促進



いじめ対策等生徒指導に係る調査研究等

①いじめ問題への対応等生徒指導上の諸問題に関する先進的調査研究

②フリースクールなど不登校支援施設・機関による指導体制等の在り方に関する先進的調査研究

③貧困・虐待問題への対応の在り方に関する先進的調査研究

④脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方等に関する先進的調査研究

教員研修の充実・教職員の体制整備の充実

①教職員定数の改善 ・教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備を図るため教職員定数を改善。その中で、いじめ等の問題行動への対応として190人の定数改善を計上。【関連施策】

②教員研修の充実 ・教員研修センターによるいじめ問題に関する指導者養成研修の実施【関連施策】

早期発見・早期対応(外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等に対するスクールカウンセラーによる週5日相談体制を拡充し、常時生徒が相談できる体制づくりを推進(200→400校)
・公立小学校の従来の配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進(200→400校)
・貧困対策のための重点加配(700校)
・スクールカウンセラーを活用した教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処等の教育プログラムを実施

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

・スクールソーシャルワーカー配置の増(1,466人→4,141人)
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充
(小中学校のための配置(4,000人) 高等学校のための配置(94人) 質向上のためのSV(47人)
・貧困対策のための重点加配(700人)

③生徒指導推進協力員・学校相談員の配置

・元警察官、元教員等を活用し、課題のある学校等へ派遣(335校)

④24時間いじめ相談ダイヤル



いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業

平成27年度概算要求額:180百万円 (平成26年度予算額:180百万円)

補助率:1/3

●幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

補助事業者:都道府県・市町村(首長部局・教育委員会)(各134地域)

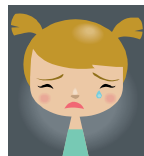
補助事業者:都道府県・指定都市
(首長部局・教育委員会)(10地域)

第三者的立場から 調整・解決する取組

外部専門家を活用した 学校支援の取組

学校ネットパトロールの 取組

保護者・児童生徒



相談

調整

解決

相談員
(調査員)

第三者的立場の
専門家チーム

調整

解決

教育委員会

学校

等

- ◆ 条例により設置する場合、自治体内の関係機関に対し、「調査」「是正の勧告」などの権限を持たせることも可能

学校・教育委員会

- 児童生徒の生命・身体のおびやかす緊急事態の発生
- 起こってしまった危機への事後対応(保護者や報道関係者への説明等)
- いじめの問題等が深刻化し、学校等だけでは抱えきれない事態

学校等の的確な対応のための支援

いじめ問題等
解決支援チーム

(イメージ)

- ◆ 精神科医等による二次被害拡大防止のための緊急支援
- ◆ 弁護士等による法曹的見地からの助言



都道府県・指定都市

ネットパトロール監視員

ネット監視

悪質・有害情報
発見

対応



- 市町村教育委員会・学校への情報提供
- 警察への通報
- 人権擁護担当部局等関係機関への情報提供・連携

- ◆ ネット監視業務を民間事業者に委託することも可能

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成27年度概算要求額4,879百万円(平成26年度予算額4,113百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度概算要求額1,324百万円(平成26年度予算額394百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

連携・調整

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等

生活保護
就学援助
児童虐待 など

児童生徒

友人

家庭

地域

いじめ対策等生徒指導推進事業

平成27年度概算要求額54百万円
(平成26年度予算額54百万円)

「いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及する」(いじめ防止対策推進法第20条)

・本事業は、いじめ問題への対応に重点を置いた調査研究であり、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめに対する事後支援等児童生徒の自立支援、の観点から、具体的な調査研究の内容を明確にした上で、地方公共団体や民間団体に対して、先進的な取組を委託し、その成果を普及するものである。

いじめをはじめとした生徒指導上のさまざまな課題



不登校

いじめ

高校中退

暴力行為

児童虐待



①未然予防 ②早期発見・早期対応 ③事後支援等

・児童生徒の社会的資質・能力の育成
・いじめ等の児童生徒の問題行動等の解決
・情動の発達と問題行動の関係の調査研究



地方公共団体・NPO等における取組・対応策の先進的調査研究(プログラム開発・マニュアル作成等)

検証・改善

実践・検証を踏まえ、取組・対応策を改善し、モデルとなる対応マニュアルやプログラム等を全国に普及を図るなどの取組を行うとともに、成果を今後の施策に生かす。

